

立川市保育所設置条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和元年 11 月 29 日

提出者 立川市長 清水 庄 平

理由

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 1 項の規定による。

立川市保育所設置条例の一部を改正する条例

立川市保育所設置条例（昭和35年立川市条例第7号）の一部を次のように改正する。

次の表中、下線が引かれた部分については、改正前を改正後のように改める。

改正後		改正前	
別表（第2条関係）		別表（第2条関係）	
名称	位置	名称	位置
……略……	……略……	……略……	……略……
立川市立中砂保育園	立川市栄町5丁目38番地の1	立川市立中砂保育園	立川市栄町5丁目38番地の1
……略……	……略……	<u>立川市立柴崎保育園</u>	<u>立川市柴崎町1丁目16番23号</u>
……略……	……略……	……略……	……略……

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。